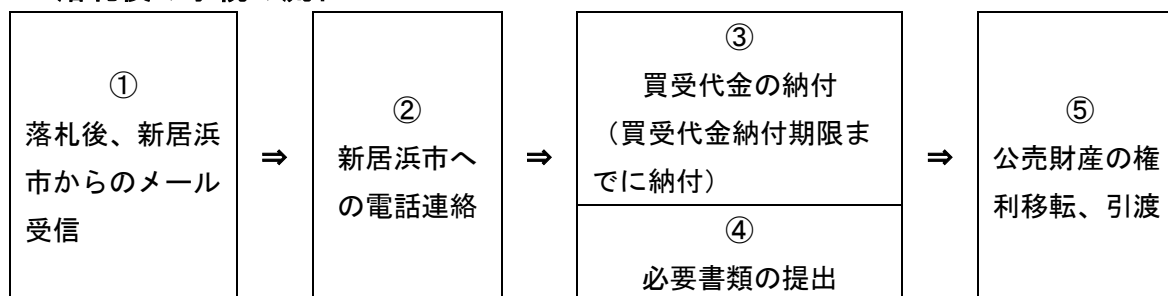


落札後の手続について（概要）

1 落札後の手続の流れ



(1) 入札終了後、新居浜市から落札者（最高価申込者）にメールを送信し、落札された公売財産の売却区分番号などをお知らせします。

このメールは、必ず新居浜市に受信情報が届くように開いてください。

(2) メール確認後、できるだけ早く新居浜市にお電話ください。買受代金の納付方法、公売財産の引渡方法などについてご説明します。

2 買受代金の納付

(1) 買受代金は、落札金額から公売保証金を差引いた額になります。

買受代金＝落札金額－公売保証金

(2) 買受代金は、買受代金納付期限までに新居浜市が納付を確認できるよう、一括で納付してください。買受代金納付期限までに納付を確認できない場合、落札者はその物件を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。

(3) 買受代金の納付方法は、次のとおりです。

ア 銀行振込

- ・新居浜市からのメールで振込口座をお知らせします。
- ・振込手数料は、落札者の負担となります。

イ 現金持参

- ・事前連絡のうえ新居浜市役所2階収税課までお越しください。買受代金納付に係る納入通知書を発行しますので、新居浜市役所1階伊予銀行新居浜市役所出張所または出納室で納付してください。
- ・受付時間は、平日9時から17時（最終日は指定の時刻）までです。時間には余裕をもってお越しください。

ウ 銀行振出小切手持参

- ・小切手は松山手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して5日を経過していないものに限りです。
- ・受付時間は、平日9時から15時までです。

3 必要書類の提出

(1) 次の書類を買受代金納付期限までに新居浜市に提出してください。必要書類の

郵送料などは落札者の負担となります。

ア 新居浜市が送信した電子メールを印刷したもの

イ 住所証明書（個人の場合は住民票など、法人の場合は商業登記簿謄本など）

ウ その他

（ア）動産の場合

- ・「保管依頼書」（保管を希望される場合）
- ・「送付依頼書」（送付による引渡を希望される場合）

（イ）自動車の場合（買受人の依頼により所有権移転を新居浜市が行う場合）

- ・「所有権移転登録請求書」
- ・自動車保管場所証明書
- ・移転登録等申請書（第1号様式（OCRシート））
- ・自動車検査登録印紙（500円）を貼付した手数料納付書
- ・郵便切手2,000円程度

（落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが運輸支局などが、四国運輸局愛媛運輸支局以外の場合のみ。）

（ウ）不動産の場合

- ・「所有権移転登記請求書」
- ・「共有合意書」（共同入札の場合のみ）
- ・権利移転の許可書または届出受理書（農地の場合のみ）
- ・登録免許税相当の収入印紙または領収証書
- ・郵便切手2,500円程度

（新居浜市と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付する費用）

4 公売財産の権利移転、引渡等について

※「落札後の注意事項」も参照してください。

（1）動産の場合

ア 新居浜市の案内に従って、公売物件の引渡を受けてください。

イ 新居浜市が買受代金の納付を確認した後に、引渡を受けることが可能となります。

ウ 買受代金納付時に公売物件の引渡を受けない場合、保管料を負担していただくことがあります。

エ 送付による公売物件の引渡を希望される場合、送付にかかる費用は落札者の負担となります。

（2）自動車の場合

ア 新居浜市の案内に従って、公売物件の引渡を受けてください。

イ 落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、前所有者と異なる場合、落札者ご自身で、自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局

などに当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。なお、新居浜市が行う権利移転手続等は、原則郵送での処理になります。

ウ 買受代金納付時に公売物件の引渡を受けない場合、保管料を負担していただくことがあります。

(3) 不動産の場合

ア 新居浜市は、落札者の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。実際の引渡は行いません。

イ 新居浜市が買受代金の納付を確認した後に、提出された必要書類をもって権利移転の手続（不動産登記）を行います。

5 代理人が落札後の手続を行う場合

(1) 落札者本人が買受代金の納付や公売物件の引渡を受けることができない場合、代理人がこれらの手続を行うことができます。

(2) 代理人がこれらの手続を行う場合、次のものが必要となります。

ア 代理権限を証する委任状

・新居浜市ホームページよりを印刷し、委任者・受任者双方の氏名（名称）と住所を記入してください。

・委任者は実印を押印してください。

イ 買受人本人の住所証明書（法人の場合は商業登記簿謄本など）

ウ 代理人の本人確認書類

・運転免許証、マイナンバーカード等（住所、氏名、写真の確認できるもの）

エ 落札者本人の印鑑証明書

・印鑑証明書は、発行後3カ月以内のものに限ります。

(3) 落札者が法人で、その法人の従業員が買受代金の納付や公売物件の引渡を受けられる場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要です。